

令和8年度採用山梨県離職・再採用県費負担教職員選考実施要領

山梨県教育委員会

1 趣 旨

この実施要領は、山梨県教育委員会育児又は介護のための離職・再採用に係る取り扱い要綱（以下「要綱」という。）に基づき、令和8年度に採用する再採用教職員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

対象となる教員は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 育児又は介護を理由としてやむを得ず離職した者
- (2) 離職時に任期を定めて採用されていた者又は臨時的に任用されていた者でないもの
- (3) 要綱に基づき再採用されたことがない者
- (4) 離職に際しては、勸奨退職として退職した者でないもの
- (5) 離職後、再採用を予定する日までに5年を経過していない者
- (6) 離職時と同一の校種及び教科・科目での再採用を希望する者
- (7) この要綱の規定により再採用される日から、山梨県職員の定年等に関する条例（昭和59年山梨県条例第7号）第2条に規定する定年による退職の日までの期間が1年以上ある者

3 任用期間

令和8年4月1日から定年退職の年齢に達する年度の末日までとする。

4 再採用職員を充てる職

退職時の職	再採用の職	勤務形態	配置所属	人数
校 長 副 校 長 教 頭 主幹教諭 教 諭	教 諭	常時勤務	県立学校 市町村立学校 市町村組合立学校	各職で定める
養護教諭	養護教諭			
栄養教諭	栄養教諭			

5 採用

採用は、面接・書類による選考とする。

6 募集期間

令和7年5月12日（月）から令和7年6月30日（月）までとする。

7 申込手続き

(1) 提出書類

- ① 離職・再採用願（第1号様式）
- ② 再採用申請書（第3号様式）
- ③ 評価書(写)及び自己観察書(写)

（退職校の学校長に在職最終年度の人事評価制度による評価書（写）及び自己観察書（写）の発行（学校長の奥書証明があるもの）を依頼すること。）

(2) 書類の提出先・提出方法

- ① 提出先 山梨県教育庁義務教育課人事担当（〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1）
「離職・再採用教職員選考」と封筒に朱書すること。
- ② 提出方法 義務教育課に持参または郵送（簡易書留）すること。
（令和7年6月30日消印有効）

8 検査内容

次の検査の結果を総合的に判断し再採用者を決める。

- (1) 在職最終年度の人事評価制度による評価書
- (2) 個人面接

面接日：令和7年7月中旬～下旬

会場 山梨県庁防災新館

（日時・会場は改めて通知する。）

9 選考結果の通知

郵送により、本人に通知する。令和7年9月下旬を予定。

10 初任給

再採用者の初任給は、山梨県学校職員給与条例（昭和27年条例第40号）、山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第8号）等に定める一般の教育職員の初任給決定の例により決定する。

11 再採用を行わない場合

9の検査の結果にかかわらず、再採用時において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に規定する欠格条項に該当している者のほか、次の各号のいずれかに該当する者については、再採用は行わない。

- (1) 退職後、法令の規定に故意に違反し、又は教員たるにふさわしくない非行があつて、再採用することが適当でないと認められる者（退職後に退職前の法令違反又は非行が明らかになった場合を含む。）
- (2) 要綱の趣旨から再採用することが適当でないと認められる者